

練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（案）

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和7年2月の特別区長会において、令和7年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 保険料賦課限度額に係る改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4関係】

(ア) 所得割 「100分の8.69」を「100分の7.71」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「49,100円」を「47,300円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12関係】

(ア) 所得割 「100分の2.80」を「100分の2.69」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「16,500円」を「16,800円」に改める。また、賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4関係】

(ア) 所得割 「100分の2.36」を「100分の2.25」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

- (イ) 均等割 「16,500円」を「16,600円」に改める。また、賦課割合について
「100分の42に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

エ 低所得者の保険料の減額【第19条の2関係】

(ア) 第1号減額（7割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「34,370円」を「33,110円」
に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「11,550円」
を「11,760円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「11,550円」を
「11,620円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「24,550円」を「23,650円」
に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「8,250円」
を「8,400円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「8,250円」を「8,300
円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「9,820円」を「9,460円」に
改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「3,300円」
を「3,360円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,300円」を「3,320
円」に改める。

オ 未就学児の被保険者均等割額の減額【第19条の4関係】

- (ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れ未就学児1人について減額する額
- a 基礎賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「7,365円」→「7,095円」
- b 基礎賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「12,275円」→「11,825円」
- c 基礎賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「19,640円」→「18,920円」

d a から c までに掲げる世帯以外の世帯 「24,550円」 → 「23,650円」

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について減額する額

a 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を7割減額した世帯 「2,475円」 → 「2,520円」

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を5割減額した世帯 「4,125円」 → 「4,200円」

c 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を2割減額した世帯 「6,600円」 → 「6,720円」

d a から c までに掲げる世帯以外の世帯 「8,250円」 → 「8,400円」

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額に係る改正【第15条の8、第15条の16、第19条の2関係】

(ア) 基礎賦課限度額について「650,000円」を「660,000円」に改める。

(イ) 後期高齢者支援金等賦課限度額について「240,000円」を「260,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正【第19条の2関係】

(ア) 第2号減額（5割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円＋（給与所得者等の数－1）×100,000円＋295,000円×被保険者数」を「430,000円＋（給与所得者等の数－1）×100,000円＋305,000円×被保険者数」に改める。

(イ) 第3号減額（2割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円＋（給与所得者等の数－1）×100,000円＋545,000円×被保険者数」を「430,000円＋（給与所得者等の数－1）×100,000円＋560,000円×被保険者数」に改める。

(3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 保険料率等改正内容一覧

(1) 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	57：43	—
	所得割料率	8.69/100	7.71/100	▲0.98/100
	被保険者均等割額	49,100円	47,300円	▲1,800円
	賦課限度額	650,000円	660,000円	10,000円
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	57：43	—
	所得割料率	2.80/100	2.69/100	▲0.11/100
	被保険者均等割額	16,500円	16,800円	300円
	賦課限度額	240,000円	260,000円	20,000円
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	57：43	—
	所得割料率	2.36/100	2.25/100	▲0.11/100
	被保険者均等割額	16,500円	16,600円	100円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	11.49/100	10.40/100	▲1.09/100
	被保険者均等割額	65,600円	64,100円	▲1,500円
	賦課限度額	890,000円	920,000円	30,000円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	13.85/100	12.65/100	▲1.20/100
	被保険者均等割額	82,100円	80,700円	▲1,400円
	賦課限度額	1,060,000円	1,090,000円	30,000円

(2) 低所得者の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7 割減額	34,370円	33,110円	▲1,260円	14,190円 (14,730円)
	均等割額 5 割減額	24,550円	23,650円	▲900円	23,650円 (24,550円)
	均等割額 2 割減額	9,820円	9,460円	▲360円	37,840円 (39,280円)
支援金分	均等割額 7 割減額	11,550円	11,760円	210円	5,040円 (4,950円)
	均等割額 5 割減額	8,250円	8,400円	150円	8,400円 (8,250円)
	均等割額 2 割減額	3,300円	3,360円	60円	13,440円 (13,200円)
介護分	均等割額 7 割減額	11,550円	11,620円	70円	4,980円 (4,950円)
	均等割額 5 割減額	8,250円	8,300円	50円	8,300円 (8,250円)
	均等割額 2 割減額	3,300円	3,320円	20円	13,280円 (13,200円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7 割減額	45,920円	44,870円	▲1,050円	19,230円 (19,680円)
	均等割額 5 割減額	32,800円	32,050円	▲750円	32,050円 (32,800円)
	均等割額 2 割減額	13,120円	12,820円	▲300円	51,280円 (52,480円)
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7 割減額	57,470円	56,490円	▲980円	24,210円 (24,630円)
	均等割額 5 割減額	41,050円	40,350円	▲700円	40,350円 (41,050円)
	均等割額 2 割減額	16,420円	16,140円	▲280円	64,560円 (65,680円)

(3) 未就学児の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額世帯	7,365円	7,095円	▲270円	7,095円 (7,365円)
	均等割額 5割減額世帯	12,275円	11,825円	▲450円	11,825円 (12,275円)
	均等割額 2割減額世帯	19,640円	18,920円	▲720円	18,920円 (19,640円)
	均等割額 全額賦課世帯	24,550円	23,650円	▲900円	23,650円 (24,550円)
支援金分	均等割額 7割減額世帯	2,475円	2,520円	45円	2,520円 (2,475円)
	均等割額 5割減額世帯	4,125円	4,200円	75円	4,200円 (4,125円)
	均等割額 2割減額世帯	6,600円	6,720円	120円	6,720円 (6,600円)
	均等割額 全額賦課世帯	8,250円	8,400円	150円	8,400円 (8,250円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金 分合計	均等割額 7割減額世帯	9,840円	9,615円	▲225円	9,615円 (9,840円)
	均等割額 5割減額世帯	16,400円	16,025円	▲375円	16,025円 (16,400円)
	均等割額 2割減額世帯	26,240円	25,640円	▲600円	25,640円 (26,240円)
	均等割額 全額賦課世帯	32,800円	32,050円	▲750円	32,050円 (32,800円)

5 令和7年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分	156,520円	152,673円	▲3,847円 (2.46%減)
基礎分・支援金分・介護分	196,019円	192,238円	▲3,781円 (1.93%減)

6 令和7年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり

令和7年度国民健康保険料試算（年額）

①年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
令和7年度	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
差額	▲ 450	▲ 450	▲ 6,323	▲ 17,523	▲ 26,516	▲ 35,672	▲ 44,937	▲ 54,202	▲ 63,794	▲ 74,149
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

②年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
令和7年度	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
差額	▲ 900	▲ 900	▲ 6,623	▲ 19,023	▲ 28,016	▲ 37,172	▲ 46,437	▲ 55,702	▲ 65,294	▲ 48,261
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—

③給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳※)のみ】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
令和7年度	24,210	42,880	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
差額	▲ 420	▲ 940	▲ 12,080	▲ 20,480	▲ 29,360	▲ 38,960	▲ 48,560	▲ 58,640	▲ 69,440	▲ 78,108
均等割軽減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—	—

④給与所得者(65歳未満) 3人世帯
【世帯主(40歳※)＋配偶者(40歳※・収入なし)＋子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	68,940	117,670	307,105	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,053,460
令和7年度	67,650	115,280	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,045,580
差額	▲ 1,290	▲ 2,390	▲ 81,770	▲ 22,520	▲ 32,260	▲ 41,860	▲ 51,460	▲ 61,540	▲ 72,340	▲ 7,880
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—

⑤給与所得者(65歳未満) 3人世帯
【世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)】
【世帯主(35歳)＋子(15歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和6年度	59,040	100,698	259,701	340,131	464,517	556,437	648,357	744,873	848,283	883,460
令和7年度	57,690	98,230	188,710	319,200	434,620	517,820	601,020	688,380	781,980	875,580
差額	▲ 1,350	▲ 2,468	▲ 70,991	▲ 20,931	▲ 29,897	▲ 38,617	▲ 47,337	▲ 56,493	▲ 66,303	▲ 7,880
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—

◇：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

※：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.69</u>(基礎賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>49,100円</u>(基礎賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.71</u>(基礎賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>47,300円</u>(基礎賦課総額の<u>100分の43</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>60,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>第15条の9から11 [略]</p>	<p>第15条の9から11 [略]</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.80</u>(後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.69</u>(後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された</p>

の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,500円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.36(介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,500円(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当

後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,800円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、260,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.25(介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,600円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当

該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）および第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規

該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）および第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規

定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規

定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規

定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 34,370円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,550円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得

定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 33,110円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,760円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,620円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得

者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 24,550円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,250円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,250円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する

者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 23,650円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する

者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,820円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,300円

第19条の3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 7,365円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 12,275円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 19,640円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 24,550円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の

者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,460円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,360円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

第19条の3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 7,095円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 11,825円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 18,920円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 23,650円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の

区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 6,600円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

付 則 [略]

区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 2,520円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 6,720円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。